

自 令和元年 9月 5日

至 令和元年 9月20日

第5回 和木町議会定例会

令和元年第 5 回和木町議会定例会

(令和元年 9 月 5 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 8 号
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第 9 号
定期監査の結果について
3. 報告第 10 号
令和元年度和木町一般会計補正予算（第 3 号）に関する
専決処分について
4. 報告第 11 号
財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5. 報告第 12 号
和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
6. 同意第 3 号
教育長の任命について
7. 同意第 4 号
教育委員会委員の任命について
8. 認定第 1 号
平成 30 年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
認定について
9. 議案第 31 号
令和元年度和木町一般会計補正予算（第 4 号）
10. 議案第 32 号
令和元年度和木町国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 号）
11. 議案第 33 号
令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）

- 1 2. 議案第 3 4 号
令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 1 3. 議案第 3 5 号
令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 1 4. 議案第 3 6 号
令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 1 5. 議案第 3 7 号
和木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例
- 1 6. 議案第 3 8 号
会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に
関する条例について
- 1 7. 議案第 3 9 号
和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例について
- 1 8. 議案第 4 0 号
和木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1 9. 議案第 4 1 号
和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
- 2 0. 議案第 4 2 号
和木町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を
定める条例の一部を改正する条例について
- 2 1. 議案第 4 3 号
和木町簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 2 2. 議案第 4 4 号
和木町下水道条例の一部を改正する条例について
- 2 3. 議案第 4 5 号
和木町立和木中学校パソコン教室ノートパソコン一式購
入契約の締結について

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係及び中国新聞、日刊いわくにさんより議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可します。

議 長 携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。

議 長 ただいまから、令和元年第5回和木町議会定例会を開会します。

議 長 これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番議員 灰岡裕美君、7番議員 上岡富士夫君を指名します。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。
先の定例会以降、7月2日 山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。
7月4日 大竹・和木・岩国地域議会環境対策協議会理事会及び総会が大竹市で開催され、7人の議員が出席しました。
7月12日 山口県町議会議長会「一期議員研修会」が開催され、津島議員、栗本議員が出席し研修を受けました。
7月24日～25日に全国市町村国際文化研修所で開催された、市町村議会議員研修会「自治体決算の基本と実践～」に議員5名が出席し、他市町の議員と共に研修いたしました。
8月7日～9日に全国市町村国際文化研修所で開催された、市町村議会議員研修会「1年目議員のために 議員活動を支える基礎力～」に津島議員が出席し、他市町の議員と共に研修を受けました。
8月21日～23日 山口県町議会議長会議長研修が開催

され、山梨県昭和町、富士川町の視察に私が出席しました。

8月26日～27日 国土交通省本省等への要望に私が出席しました。

8月27日 県町議会議長会 議会実務研修に9人の議員が参加し、「わかりやすい条例の見方・作り方」について、議会事務局実務研究会議会アドバイザー 吉田利宏氏に講演いただき研修しました。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。

議長 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員長 灰岡裕美君。

議長 灰岡君。

灰岡議員 おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

町長から9月5日に議会が招集されたことに伴い、9月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告5件、同意2件、認定1件、議案14件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第10号と第11号、同意第3号と第4号、認定第1号、議案第31号から議案第44号までの議案説明と質疑を行い、報告第10号、同意第3号と第4号につきましては、討論・採決まで初日に行う事といたしました。

一般質問を9月10日とし、最終日を9月20日として、議案について討論、採決をいたします。

なお、認定第1号 平成30年度の決算認定につきましては、議長と監査委員を除く8人の議員で決算特別委員会を設置、これに付託し、審査することといたします。

委員長及び副委員長につきましては、本日の全員協議会で協議、決定する事といたしました。

よって、本定例会の会期を、本日9月5日から9月20日までの16日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 灰岡裕美

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月20日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米本町長 皆さん、おはようございます。行政報告として4件の報告をさせていただきます。

まず最初に、7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙の結果についてご報告をいたします。

山口県選挙区選出選挙では、林芳正候補が当選をされました。

当日の有権者数は5,128人、山口県選挙区の投票者数は2,396人、投票率は46.72%であり、前回に比べ7.08%の減少でございました。

投票者数2,396人のうち、16日間の期日前投票をご利用された方は1,079人、利用率は45.03%であり、不在者投票は16人でございました。

なお、比例代表選出議員選挙の投票者数は2,395人で、投票率は46.70%となっています。

以上、参議院議員通常選挙の結果についてのご報告とさせていただきます。

次に、恵庭市教育使節親善団交流事業についてでございます。

7月31日から8月2日までの3日間、教育使節親善団として、恵庭市から小学校の児童2名、中学校の生徒2名、引率教職員2名の合計6名が和木町を訪問し、和木町内の小学生・中学生のお宅にホームステイをし、交流を深めました。

この交流事業は、恵庭市、和木町の将来を担う小中学生が、それぞれのまちを訪問して情報交換や友好親善を深め、姉妹都市交流の意義を理解してもらうため、昭和56年から始まり、今回で21回目となるものです。

歓迎会では、和木町の歴史等をDVDによって紹介し、ホストファミリーの家族と共に、和やかな時間を過ごすことができました。

2泊3日の短い期間でしたが、こども園の園舎・小学校及び中学校校舎の見学、錦帯橋や岩国城、下関市の海峡館、海峡ゆめタワー、秋芳洞などを訪れました。

恵庭市の児童と和木町の児童は、初めて会ったとは思えないくらいに打ち解け、今回のホームステイの経験は、子どもたちにとって楽しい思い出を残せたものと思っております。

また、北海道では経験できない暑さや、たくさんの蝉の鳴き声にも大変驚いていらっしゃいました。

以上、姉妹都市・恵庭市の児童生徒との交流事業についての、報告といたします。

3番目として、蜂ヶ峯総合公園「にぎわい創出拠点整備事業」についてでございます。

この度、和木町蜂ヶ峯総合公園の子ども広場付近に、飲食・物販とイベント会場が一体となった複合施設が整備されることとなりました。

この事業は、一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会が山口県から補助を受けて行うもので、山口県東部の交流人口の拡大、にぎわいと雇用の創出を促進することを目的としております。

具体的には交流棟とレストラン棟を設け、周囲にイベントスペースや新たな遊具、イルミネーション広場等を整備いたします。

この施設全体の管理運営は一般社団法人和木町地域振興協会が行い、交流棟をベースに年間を通して様々なイベントを開催する予定です。また、レストラン棟には、公募によりイタリアレストランの(株)メイプルシティが入る予定で、県東部のみならず広島広域圏からの集客を見込んでおります。

総事業費は約5億7千万円で、今月から敷地造成工事や建築工事に順次着手し、令和3年4月のオープンを目指します。

完成後は、山口県東部の玄関口の観光スポットとして、また町民の皆さまの憩いの場、交流の場として大いに活用していただきたいと思っております。

以上、蜂ヶ峯総合公園「にぎわい創出拠点整備事業」についての報告といたします。

皆様のお手元にはございませんが、最後に、今年は北海道恵庭市と和木町の姉妹都市提携40周年の節目の年であり、来る10月19日に和木町において記念式典を開催する事としております。これまで両市町の交流推進に大変なご尽力をいただきました前議長の笹松京次郎氏が9月1日にお亡くなりになりました。笹松氏は平成7年に議員となられて以来、6期24年の間、また6年間の議長時代を通じて恵庭市市政の発展や安定した議会運営に努められ、多くの各種団体の会長や理事を歴任されておられました。

今年3月には和木こども園のオープニングセレモニーに来町されるなど、幾度となく和木町においでになられ、私も議長時代から親しくお付き合いをさせていただいたところがございます。享年72歳で亡くなられたことは、両市町にとって大きな痛手ではありますが、故人のご遺志を大切にし、より活発な姉妹都市交流を続けていきたいと思っております。これまでの笹松氏のご功績に対し敬意を表すると共に、心からご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

以上、4件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議長 日程第5 報告第8号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議長 日程第6 報告第9号 定期監査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、定期監査の報告がありましたのでご了承願います。

議長 日程第7 報告第10号 令和元年度和木町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
田中企画総務課長。

田中企画総務課長 報告第10号 令和元年度和木町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分について、ご説明いたします。

この報告は、昨年11月から、ふるさと納税の返礼品の品目や返礼率を見直したことに伴い、今年度のふるさと納税に係る予算額を減額しておりましたが、当初見込みよりもふるさと納税の申出が多く、返礼品に係る経費に不足が生じる見

込みであることから、必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ770万円を追加し、予算総額を40億3,178万9千円とするものでございます。

4ページをお開きください。款2 総務費において、ふるさと納税返礼品に係る必要経費として770万円を増額しています。

3ページをご覧ください。款17 寄付金に1,600万円を増額し今年度のふるさと納税を2,100万円と見込んでおります。款18 繰入金は、歳入歳出を調整するため財政調整基金繰入金を830万円減額しております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

議長 報告第10号について、質疑を許します。
質疑はありますか。

議長 灰岡君。

灰岡議員 ふるさと納税につきましては、総務省の通達によりまして返礼率の5割から3割への変更や特産品の縛りが大変厳しくなりまして平成30年度より大幅な予算の減額を迫られました。当初予算500万円となった訳ですが、その上で今回歳入1,600万、歳出770万円の専決処分をされた訳です。
それにつきまして、今回専決処分で補正をされたことにつきまして、町はどのような分析でこのように増額をされたのか聞きたいと思います。

議 長 田中企画総務課長。

田中企画
総務課長 今、議員の方からご説明いただきましたけど、昨年11月
からですね、まず返礼率、それまで和木町では概ね5割程度
の返礼率でお礼品をお返ししてたんですが、3割以下とする
ようにという通知がありましたので、11月から3割以下に
いたしました。

それともう1つ返礼の品目につきましては、地元産品に限
るということの通知がございましたので2品目、姉妹都市に
かかるお礼品とそれからアイスクリーム、これを返礼品から
外しました。

この結果ですね、11月以降、昨年11月以降のふるさと
納税の申出が相当に減りました。結果的には昨年度は6,00
0万円の歳入当初予算に対しまして、結果的には5,526万
円のふるさと納税をいただいた訳でございますが、当初では
もう1億円届くかなという見込もあったんですけど、11月
からの変更で大きく落ち込んだということでございます。

今年度の予算を編成する際にですね、返礼品目を減らした
ことと、それともう1つは返礼率を5割見込みから3割以下
にした事で大きく減額するであろうという当初予算見込か
ら、今年度の歳入見込みを500万円というふうに見込んで
おりました。ところがですね、幸いな事にいくらかの返礼品
目で人気がありますし、申し出が比較的順調にきているとい
う事で、今回補正予算で増額をさしていただいております。

歳入総額今回で2,100万円とさしていただいております。
8月現在でですね、1,400万円の歳入が見込まれてお
ります。今後も順調にいけばですね、ひょっとするとまた追
加の補正予算をお願いする事も在り得るのかなというふう
に見込んでおります。以上です。

議 長 よろしいですか。はい、灰岡君。

灰岡議員 大変ありがたいことだと思っております。

それでは、返礼品についてお伺いいたします。

これまでは1番の人気はアイスクリームだったと聞いておりますが、今の返礼品希望の品で一番多い品は何か教えていただけますか。

議 長 田中企画総務課長。

田中企画
総務課長 今の返礼品の中で一番ご要望が多いのは、ティッシュペーパーとなっております、全体の3分の2を超えているところでございます。

議 長 はい、よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
報告第10号 令和元年度和木町一般会計補正予算(第3号)に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 はい、全員挙手。

したがって、報告第10号は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第8 報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画
総務課長

報告第11号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、町議会に報告させていただくものでございます。

それでは、別紙についてご説明申し上げます。

健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を載せております。この4つの比率がそれぞれ、右欄の早期健全化基準を超えれば、財政健全化計画の策定が必要となり、更に、次の欄の財政再生基準を超えると財政再生団体ということになります。

本町では、平成30年度においても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は7.3%、将来負担比率67.6%となっており、いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となっています。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足なしとなっています。

なお、別冊で監査委員の審査意見書を添付しております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

議 長

報告第11号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第19 報告第12号 和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
理事長より、お手元に配布してありますとおり報告がありましたので、ご了承願います。

議 長 日程第10 同意第3号 教育長の任命について
これを議題といたします。
執行の説明を求めます。

議 長 河内副町長。

河内副町長 同意第3号 教育長の任命についてご説明申し上げます。
現在教育長としてご活躍いただいております重岡良典氏の教育員会教育長としての任期が、本年9月30日までとなっております。

本同意案件は重岡氏を引き続き教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

重岡氏は岩国市由宇町にお住まいで、年齢は63歳でございます。平成26年4月に教育委員教育長に就任、平成28年に新しい教育委員会制度の下で教育長に再任され、以降、温厚で豊かな経験による指導力と行動力を以てこれまで児童、生徒に健全育成や、町民の生涯学習の推進、第2次和木町教育振興基本計画の策定等々、和木町教育発展のためにご活躍いただいていることは議員の皆さまもご存知のとおりであり、本町の教育長として相応しい方でございます。

そして本年4月のこども園の開園に際しても尽力され、また子どもから高齢者まで和木町全体を1つの学園とする「町ぐるみ和木学園構想」も継続して進められているところであり、今後、なお一層のリーダーシップを以て和木町教育の推進に当たられることを期待しているところでございます。

教育長の任期は3年で、令和4年9月末日までとなっております。

以上で同意第3号の説明を終わります。ご審議の上、ご同意の程、よろしく願いいたします。

議 長 同意第3号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第3号 教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数。

議 長 したがって、同意第3号 教育長の任命については、原案に同意することに決定いたしました。

議 長 ただいま教育長に任命同意と決しました重岡教育長から、発言を求められていますので、これを許可します。

議 長 重岡教育長。

重岡教育長 ただ今、米本町長から和木町教育委員会教育長にご推挙いただき、また、議会のご同意をいただき、大変光栄であると同時に、引き続き非常に重い責任を負うことに身が引き締まる思いをしております。

今日、知識基盤社会への新たな進展やグローバル化への進

行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化等、社会が激しく変化し、先を見通すことが難しい時代となっております。これからの変化の激しい社会を生き抜いていくためには、変化に対応するとともに持続可能な社会を創り出していく力を育む必要が迫られております。

伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもち、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身に付けることが求められております。

このような今日の情勢や課題を踏まえて、和木町の総合計画や教育大綱である和木町教育振興基本計画に示されております教育の取組を一層推進し、「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向けまして、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、和木町らしい教育施策の推進に取り組んでまいり所存でございます。

どうか、今後も、皆様のお力添えをいただけますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 教育長に任命されました、重岡教育長におかれましては、今後も和木町の教育行政の発展のために、ご尽力くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長 日程第11 同意第4号 教育委員会委員の任命についてこれを議題といたします。執行の説明を求めます。
河内副町長。

河内副町長 同意第4号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在教育委員としてご活躍いただいております佐伯和彦委員の教育委員会委員としての任期が、本年9月30日までとなっております。

本同意案件は引き続き佐伯さんを教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の

規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

佐伯さんは、和木4丁目にお住まいで年齢は61歳でございます。昭和52年に岩国工業高校をご卒業の後、同年4月に三井東圧株式会社に入社。昭和58年に山口和木町農業協同組合に入社され、合併後の山口東農業協同組合では、和木支所長や経済部長、農産物直売所運営室室長などの要職を歴任され、本年4月に合併した山口県農業協同組合の農産物直売所で現在もご活躍中でございます。

温厚な人柄で、人望も厚く、真面目な方であり、PTA活動にも積極的に関わられた経験もお持ちで、教育に関しましても熱意と優れた見識を持った方でございます。

委員の任期は4年で、令和5年9月末日までとなっております。

以上で同意第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご同意の程、よろしくお願いいたします。

議 長 同意第4号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議長 したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命については、原案に同意することに決定しました。

議長 日程第12 認定第1号 平成30年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
田中企画総務課長。

田中企画総務課長 認定第1号、平成30年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

この認定は、平成30年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、59億5,570万9,824円、前年度と比較して15億4,453万6,483円35.0%の増額、歳出決算額は、57億9,835万3,979円、前年度と比較して15億5,203万923円36.5%の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、こども園整備事業や町営緑ヶ丘団地第2棟建設事業、公民館瀬田分館新築工事などの大型事業を実施するとともに、岩国市ごみ焼却施設建設事業負担金が増額されたことなどによるものでございます。

歳入歳出差し引き額は、1億5,735万5,845円、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は1,784万8,998円で、実質収支1億3,950万6,847円の黒字決算となっております。

なお、財政調整基金の残額は、平成29年度末と比較して1億1,266万6千円減の11億6,178万8千円となっております。

続きまして特別会計につきましては、国民健康保険特別会計、歳入総額6億9,961万1,107円、歳出総額6億8,555万6,723円で歳入歳出差し引き残額1,405万4,384円、簡易水道事業特別会計は、歳入総額9,562万4,

730円、歳出総額9,079万8,676円で歳入歳出差し引き残額482万6,054円、公共下水道事業特別会計は、歳入総額4億5,734万8,518円、歳出総額4億4,267万3,543円で、歳入歳出差し引き残額1,467万4,975円で、それぞれ黒字決算となっております。

介護保険特別会計のうち保険事業勘定は、歳入総額5億2,547万9,166円、歳出総額5億9万7,770円で歳入歳出差し引き2,538万1,396円、介護サービス事業勘定は歳入総額143万6,100円、歳出総額142万7,800円で歳入歳出差し引き残額8,300円で、いずれも黒字決算となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額9,594万2,473円、歳出総額9,554万3,486円で歳入歳出差し引き39万8,987円の黒字決算でございます。

なお、別冊で成果報告書、監査委員の審査意見書を添付しております。

以上で、認定第1号、平成30年度 和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

議 長 本件に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

議 長 おはかりいたします。

認定第1号につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議 長 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を選任することに決定しました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。
全員協議会室へ移動をお願いします。

休 憩 9時 41分

再 開 9時 44分

議 長 先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に小林秀嘉君、副委員長に嘉屋富公君が選任されましたのでご報告します。

なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに議長に報告していただくようお願いいたします。

議長 日程第13 議案第31号 令和元年度和木町一般会計補正予算（第4号）について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画総務課長 議案第31号、令和元年度和木町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の概要は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,575万3千円を追加し、総額を41億1,754万2千円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、各種事業に必要な経費の計上や人事異動などに伴い職員給与費を調整するとともに、平成30年度決算の確定に伴い繰越金や財政調整基金積立額の増額などを提案させていただくものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款2 総務費7,492万6千円の増額は、人事異動などに伴い職員給与費を増額するとともに、非常用電源装置整備工事355万円、財政調整基金積立金6,974万4千円などを増額するものです。

款3 民生費616万4千円の増額は、介護保険特別会計繰出金513万6千円の増額、認可外保育施設等利用給付費72万6千円の増額などを行うものです。

款4 衛生費71万1千円の増額は、健康管理システム改修委託料447万7千円の増額、簡易水道事業特別会計繰出金376万6千円の減額などを行うものです。

款5 農林水産業費は、森林整備委託料13万8千円を増額するものです。

款 7 土木費は、財源更生を行うとともに、公共下水道事業特別会計繰出金 1 1 1 万 3 千円の減額を行うものです。

款 8 消防費は、普通旅費 2 3 万 4 千円の増額を行うものです。

款 9 教育費 4 6 9 万 3 千円の増額は、和木町すくすくこども基金積立金 1,0 2 1 万 8 千円の増額、国際交流支援員配置事業に係る臨時雇用賃金 1 6 8 万円の増額、関ヶ浜分館整備基金積立金 7 3 2 万 8 千円の減額などを行うものです。

続きまして、1 ページの歳入についてご説明申し上げます。

款 9 特例交付金 1 2 万円の減額は、特例交付金の確定によるものです。

款 1 0 地方交付税 2,1 9 8 万 5 千円の増額は、普通交付税の確定によるものです。

款 1 4 国庫支出金 1,0 1 9 万 5 千円の増額は、介護保険低所得者保険料軽減負担金 1 6 3 万 2 千円の増額、社会資本整備総合交付金 7 0 2 万 4 千円の増額などを行うものです。

款 1 5 県支出金 2 8 1 万 5 千円の増額は、国際交流支援員配置事業補助金 1 6 8 万円の増額などを行うものです。

款 1 8 繰入金 4,3 3 2 万 8 千円の減額は、財政調整基金繰入金 3,5 3 2 万 4 千円の減額、地域振興事業助成基金繰入金 2 3 0 万円の減額、関ヶ浜分館整備基金繰入金 5 7 0 万 4 千円の減額を行うものです。

款 1 9 繰越金は、3 0 年度決算の確定により、1 億 1,9 5 0 万 6 千円を増額するものです。

款 2 1 町債 2,5 3 0 万円の減額は、緑ヶ丘団地第 3 棟建設事業債 6 7 0 万円の減額、防災行政無線デジタル化整備事業債 1 3 0 万円の減額、臨時財政対策債 2,1 8 0 万円の減額、林地崩壊対策事業債 4 5 0 万円の増額を行うものです。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残額につきましては、9 億 6,9 0 2 万 7 千円になる予定となっております。

続きまして、3 ページ第 2 表 地方債の補正について、ご説明いたします。

先程の歳入予算の中でもご説明いたしましたが、各事業に

係る借入れ限度額について、緑ヶ丘団地第3棟建設事業を5,090万円から4,420万円に、防災行政無線デジタル化整備事業を1,120万円から990万円に、臨時財政対策債を1億2,860万円から1億680万円に改めるとともに、緊急自然災害防止事業として450万円を借り入れるものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。
灰岡裕美君。

灰岡議員 款9 教育費の内、国際交流支援員配置事業、新しい事業だと思うんですが、この事業の詳しい内容をお聞きします。

議 長 教育委員会事務局長、渡邊事務局長。

渡 邊 今回補正で168万円計上しております国際交流支援についてですが、本町では、これは県の再編交付金を活用した事業でございます。本町今JETで参加しているALT、外国語指導助手というのが週5日の内、こども園と小中学校にそれぞれ日にちを決めて入っておりますが、ALTは小中学校に今後時間数を増やす事として、こども園、主にこども園での交流活動にこの国際交流支援費を充てる予定にしております。

議 長 灰岡裕美君。

灰岡議員 県の再編交付金が交付される事により国際交流支援員配置事業が始まるということですが、これは再編交付金を受けている市町全てに配置されるのでしょうか。

議 長 渡邊事務局長。

渡 邊 岩国市は、既に記者発表なんかもされていますので実施を
教育委員会 予定してるのは間違いはないんですが、後、大島町さんがちょ
事務局 長 っと今のところ動きはあるようですが確定はしていないかと思
います。

議 長 灰岡裕美君。

灰岡議員 この支援員はいつから配置される事になるのでしょうか。
また、今年度限りの事業なののでしょうか。お伺いします。

議 長 渡邊事務局長。

渡 邊 10月1日から、この議会で議決をいただければ10月1
教育委員会 日からを考えておりますし、来年度以降も活用を予定してお
事務局 長 ります。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第14 議案第32号 令和元年度和木町国民健康保
険特別会計補正予算(第1号)

これを議題といたします。執行の説明を求めます。

森本保健福祉課長。

森本保健 議案第32号 令和元年度和木町国民健康保険特別会計補
福祉課長 正予算(第1号)についてご説明いたします。

本議案は、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、歳
入予算を調整するもので、予算額6億5,982万9千円に変更
はございません。

1 ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額等に基づき430万円を減額するものです。

款5 繰入金は、歳入款の調整を行ないまして、財政調整基金繰入金675万4千円を減額するものです。

款6 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、1,105万4千円を増額するものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第15 議案第33号 令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第34号 令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上、2議案を議事進行上、一括して議題といたします。執行の説明を求めます。

村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 議案第33号及び議案第34号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第33号 令和元年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ176万円を追加し、総額を1億344万5千円とするものでございます。

それでは、歳出の方からご説明いたします。詳細11ページをご覧ください。

款1 総務費において、176万円を増額しております。

工事請負費の増額内容でございますが、8月14日に瀬田浄水場の自給ポンプ制御盤の故障により関ヶ浜地区の一部が断水をいたしました。現在は応急的に復旧しておりますが、老朽化をしているため、取り換え工事を実施するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。9ページの方をご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金により調整いたしまして、376万6千円を減額するものでございます。

款4 繰越金は、平成30年の決算余剰金が482万6千円となりましたので、当初予算計上分を引いて382万6千円を追加するものでございます。

款6 町債は、瀬田浄水場自給ポンプ制御盤取替工事に充当するため、簡易水道事業債170万円を追加するものでございます。

続いて3ページをご覧ください。第2表地方債補正についてですが、本補正予算に伴い、借入限度額を350万円から520万円に補正するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第34号 令和元年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ977万9千円を追加し、総額を2億6,090万2千円とするものでございます。

2ページの歳出からご説明いたします。

款1 総務費において、977万9千円を増額しております。詳細については10ページをご覧ください。

委託料 202万4千円の増額は、5年ごとに改定する公共下水道事業認可計画策定業務を実施するためのものです。続いて原材料費 115万5千円の増額は、マンホールを15枚購入するものでございます。続きまして工事請負費 660万円の増額は、新圧送管の和木側道路上の安全対策工事を実施するために計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金と追加事業費により調整いたしまして、289万5千円を減額するものでございます。

款4 繰越金は、平成30年度決算余剰金1,467万4千円となりましたので、1,267万4千円を追加するものでございます。

以上で、議案第33号及び議案第34号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第33号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 8月14日、お盆の最中に関ヶ浜地区が断水したのは、大変地区の皆さまにご不便をお掛けしたことと思います。その時の断水に至った経緯と復旧までの状況を説明していただければと思います。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 8月14日に起こりました、関ヶ浜地区、約200戸の断水に関する経緯についてでございますけれども、現在関ヶ浜地区の簡易水道においても、関ヶ浜の一番上にある浄水場か

らの水に加えて、関ヶ浜の下地区の方は瀬田から、瀬田の浄水場から圧水で水を送ってですね、水道を送っておりますけれども、その瀬田浄水場にある電気制御盤が故障したためと思われる事ですね、そちらの約200戸の方への断水が発生いたしました。当日、まだ朝7時40分頃住民からの通報により発覚致しまして、それからお盆という事でなかなか業者が捕まらなかったんですけれども、一応対応して1時20分頃復旧をしたという状況でございます。

今、応急的に復旧をしているという状況でございます。

その際には関ヶ浜の断水になった方には、大変ご迷惑をお掛けした事をこの場をお借りしましてお詫び申し上げます。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 今回の説明によりまして、今回の応急的な工事により復旧工事は、取りあえずできているという事ですが、老朽化によって工事を、臨時的な工事ではなく老朽化によって起こったことですのでちゃんと取替え工事をする必要があるというふうにと受け止めたんですが、その取替え工事の予定は今の時点でたっているのでしょうか。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 この電気、需給ポンプの制御盤の中に基盤というものがあるんですが、その基盤はですね、その圧力を自動的に調整したりですね、そういった事を行う電気部品な訳ですけれども、この部品の故障という事が分かっておりまして、その部品自体を取り替えるには、やはりそのポンプ場に合った機械でないといけないという事ですね、製作に時間が掛かるということですね、この金額の取替え工事が必要と。現在はですね、そういった自動的に圧力を調整したり機能することなく、直結という言い方は悪いんですが、そういう状態で今は応急的に水を送っているという状況でございますのでこの取替え

工事は必要ということで議決いただきますようよろしくお願い致します。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 ということはまだ取替え工事の本格的な取替えというのは、まだいつやりますという事は決まってないという事で受け止めてよろしいんですか。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 この予算の議決を受けた、なりましたら直ちに業者の方に一応見積もり等の依頼をしてですね、できるだけ早く工事に取り掛かりたいというふうに考えております。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 今の答弁をお聞きして安心致しました。

それでは同じく簡易水道を利用している瀬田地区、つつじヶ丘地区の方は、特に今回のような断水はなかったということではよろしいのでしょうか。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 はい、瀬田地区、つつじヶ丘団地の方には、今回の故障による断水は発生しておりません。

議長 よろしいですか。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 議案第34号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 それでは大竹圧送管復旧工事、この圧送管改築に伴う安全対策工事とありますが、この期間、区間、あと工事内容、この説明をお願いします。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 これは今、小瀬川の海底をですね、下水の圧送管を繋げている工事がありますけれども、その和木側の方のJXさんの方に行く道路上に、和木ポンプ場から送る圧送管を設置する工事を行いますけれども、その工事は今後の河川管理者が実施する堤防改修の計画の高さに合わせて実施するものですから、それまでの間ですね、少しトラフといわれる配管の形がですね、道路上に少し、最大で30cm浮き上がる部分等が発生いたしますので、そこに車の衝突防止であるとか、そこを歩道として歩いて来られる方の落下防止の為に安全対策工事を実施させていただくものでございます。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 私の聞いたのは、まず期間、いつからいつまで工事期間かかるのか。あと区間、どこからどこまでやるのか。そこら辺の説明お願いしたいと思います。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 工事の期間なんですけれども、一応本体というか圧送管と道路上の工事の方の、本体の工事に随時しながら行っていく工事ということですので、期間というのはですね、今年度中に終わるんですけれども、実際の工事区間というのはこれから予算をいただいてからの発注になりますので、この場ではちょっと具体的な日程はお示しする事はできません。高さについても約、ポンプ場、長さについてはですね、一応殆ど道路上からはみ出ない部分は実施しない予定なんですけれども、はみ出す部分についてはそういった工事をやるという事ですね、この予算の中で詳細は詰めて行かさせていただこうと思っておりますけれども、実際の距離というのは少しお時間いただいたらと思っております。

議長 よろしいですか。
嘉屋富公君。

嘉屋議員 先程言われましたけど、じゃあ栄橋から今のJXさんそこまでまず道路をまず先程言われたのは直すということですかね、その為にそれだけの高さの部分が出てくるというふうに私は受け止めたんですけど、ちょっと違いますか。

議長 村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 将来的に河川管理者の方がですね、JXの前の道路をですね、結果的には現在よりも少し嵩上げて堤防等もいろう工事を実施するようになるんですけれども、その計画の高さに合わせてさっき申しました大きな溝というかトラフをですね、道路の端の方に設置いたしますので、その高さで将来的な高さが合わないで、その高さに合わせた今回はトラフ設置するんですですね、それに対して、安全上車がぶつかったりとか人が歩いた時に落下しないような工事を取り敢えずは応急的に実施するというものでございます。

議 長 よろしいですか。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第17 議案第35号 令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第36号 令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、2議案を議事進行上、一括して議題といたします。
執行の説明を求めます。
森本保健福祉課長。

森本保健福祉課長 議案第35号及び議案第36号を一括してご説明いたします。

まず、議案第35号 令和元年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。
本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、2,157万9千円を追加し、予算の総額を5億4,770万2千円とするものでございます。

2ページの保険事業勘定歳出からご説明いたします。

款1 総務費231万4千円の増額は、職員給与費89万5千円、介護保険システム改修委託料141万9千円を増額するものです。

款3 地域支援事業費は、職員給与費を63万8千円増額するものです。

款4 基金積立金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整いたしまして、34万4千円を増額するものです。

款5 諸支出金は、前年度の地域支援事業費、介護給付費負担金の交付額の額が国、県、支払基金ともに返還金が生じましたので、1,827万4千円を増額するものです。

続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 介護保険料は、低所得者保険料軽減分が確定したことに伴い、426万6千円を減額するものです。

款2 国庫支出金は、システム改修費補助金31万円を増額するものです。

款5 繰入金は、低所得者保険料軽減分326万6千円、職員給与費76万1千円、システム改修費110万9千円を一般会計から繰入れるものです。

款7 繰越金は、前年度の繰越金が確定いたしましたので、2,038万1千円を増額するものです。

款8 雑入は、サービス事業勘定の繰越金が確定したことに伴い9千円を増額するものです。

続いて3ページ、4ページのサービス勘定は、繰越金が確定したことに伴い、歳出サービス事業費、歳入繰越金を、それぞれ9千円増額するものです。

以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号 令和元年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、前年度の繰越金が確定したことにより、提案させていただくもので、歳入歳出予算の総額9,990万2千円に変更はございません。

1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 繰入金は、前年度の繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金30万2千円を増額するものです。

款3 繰越金についても、繰越金の確定に伴い30万2千円を減額するものです。

以上で議案第35号、36号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第 35 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第 36 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 19 議案第 37 号 和木町印鑑の登録及び証明に
関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
坂本住民サービス課長。

坂本住民サービス課長 議案第 37 号 和木町印鑑の登録及び証明に関する条例の
一部を改正する条例についてご説明いたします。
現在、印鑑の登録及び証明事務は、「和木町印鑑の登録及び
証明に関する条例」により事務を行っており、その処理手順
は国から示された印鑑登録証明事務処理要領に基づいて行っ
ております。印鑑登録証明事務処理要領には、印鑑登録証明
書に「男女の別」を記載するものとされておりまして、現在
の印鑑登録証明書にも性別が記載されています。

ところが、平成 28 年 12 月に、総務省から「印鑑登録証
明事務に係る質疑応答について」ということで、性同一障害
などに配慮して、印鑑登録証明書に「男女の別」を記載しな
い取り扱いとしても差し支えない、ということの通知がござ
いました。

また、平成31年4月に、総務省から「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について」ということで、令和元年11月5日より、住民基本台帳に旧氏が記録できることに伴い、旧氏での印鑑登録が可能であるとの通知がございました。

本議案は、総務省からの二つの通知に基づいて、旧氏での印鑑登録を可能にし、印鑑登録証明書から性別の欄を削除するために条例の一部改正をするものでございます。

それでは、主な改正点について、お手元にお配りしてあります新旧対照表でご説明をさせていただきます。

まず、3ページをご覧ください。第7条「印鑑登録原票」第1項第3号の氏名についてですが、「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏」を追加するものでございます。これにより、印鑑登録原票に新たに旧氏の記載欄を設けるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。第14条「印鑑登録証明書」第2項は、国の要領にあわせて印鑑登録証明書記載事項を列挙するものでございます。その中において、氏名についてですが、「印鑑登録原票」同様に、印鑑登録証明書に新たに旧氏の記載欄を設けるものでございます。

また、記載事項から「男女の別」を削除し、印鑑登録証明書から「男女の別」を記載しないこととするものでございます。

その他新旧対照表の1ページから6ページまで、文言等の改正がありますが、これは、主に国の通知に基づいて改正するものでございます。

なお、施行期日は附則にありますように、令和元年11月5日からとしております。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

議 長

本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

灰岡裕美君。

灰岡議員 　ただ今の課長の説明によりまして、今年11月5日から登録する印鑑証明には、印鑑登録証明書には、

1. 性別は記載されない
2. 一人1枚に限り印鑑登録をすることができるということから旧姓での登録を希望する人については旧姓での印鑑登録ができる

ということで伺いました。

それでは現在登録している印鑑証明登録している方については、変更がなければそのまま使用出来るということでしょうか。

議長 　坂本住民サービス課長。

坂本住民サービス課長 　今、灰岡議員より3点の質問をいただきました。まず1点は性別が記載されないと。それはその通りでございます。それで旧氏を希望すれば選べるという事でございますから、最後の現在使用している印鑑登録証明書、旧氏を希望しない方等であればそのまま使えますという事でご理解ください。以上です。

議長 　よろしいですか。

議長 　他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 　日程第20 議案第38号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例について

日程第21 議案第39号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例について

以上、2議案を議事進行上、一括して議題とします。

執行の説明を求めます。

田中企画総務課長。

田中企画
総務課長

議案第38号および第39号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第38号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例について、ご説明いたします。地方公務員の臨時・非常勤職員は、近年、採用数の増加が続 き、行政の様々な分野において活用されており、現状においては地方行政の重要な担い手となっています。

このような中、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められることとなり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されました。

この法律の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を行うとともに、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図ろうとするものでございます。

本議案は、令和2年4月から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い関係する条例を整備するために提案させていただくものでございます。

本条例案は6つの条と附則で構成されています。

まず第1条 和木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、フルタイムの会計年度任用職員を人事行政運用状況公表の対象に加えるものでございます。

第2条 和木町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員を分限処分の対象とし、休職期間を会計年度任用職員の任用期間以内とするものです。

第3条 和木町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員を懲戒処分の対象とし、パートタイム会計年度任用職員の減給の基準額は基本報酬の額と

するものです。

第4条 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、別途定めることを勤務時間条例において規定するものでございます。

第5条 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業をしている職員への勤勉手当や育児休業後の給料号給復元について、パートタイム会計年度任用職員は対象外とするものです。

第6条 和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、地方自治法一部改正に伴う条項の改正と行政不服審理員を特別職から除くものでございます。

また、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例について、ご説明いたします。

本議案は、令和2年4月から、会計年度任用職員が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めるために提案させていただくものでございます。

本条例案は4つの章、36の条と附則で構成されています。

第1章総則では、第2条において、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分けられ、会計年度任用職員には、給料、基本報酬、通勤手当、超過勤務手当、期末手当などを支給できることを定めています。

第2章はフルタイム会計年度任用職員の給与について定めており、第3条において、フルタイム会計年度任用職員は月給制とし、一般職給料表の1級,2級を準用することを規定しています。

第3章はパートタイム会計年度任用職員の報酬などについて定めており、第22条において基本報酬は、月額、日額、

時間額によること、第23条で基本報酬の算出方法等を定めております。

第4章では補則を定めており、第35条で単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与等については、別途定めることを規定しています。

また、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第38号および議案第39号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第38号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 説明をしていただいたんですけど、ちょっと分かりにくいとは思いますが、一番変わるのは非常勤のところは会計の任用に変わるということで、その中でフルタイムとパートタイムに分かれる、そしてフルタイムの給料が1級、2級職員の給料とあまり変わらないなどということなんですか。

その雇用期間が1年で終わるという事だったんですけど、それに対して1年後また採用される、再採用もできるというふうに聞いたんですけども。その継続回数とか、継続年数というのは規定とかはあるんでしょうか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 今回の会計年度任用職員制度、この導入について、任用期間については会計年度を基本としておりますので、最長で任用の日、早くても4月1日から会計年度末の3月31日までが

任用期間の最大期間となります。つまり1年間が最大となります。その任用毎にですね、募集をかけて応募していただいて、競争試験なのか面接なのか選考なのかをして採用決定する訳でございます。それが毎年行われる訳でございますので、再度の雇用も可能ではございます。ただそれがいつまで続くかというのは全く決まっておられません。

議長 上田丈二君。

上田議員 本人がまた再雇用を希望すれば、面接等を1年後にまた受けて採用されればそのまま継続、ではないけれども採用されるということに繋がるってことですか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 前年度おられた方がもう一度募集、応募される事は可能でございます。その選考状況によりまして採用されることも十分あり得ることだと思っております。

議長 上田丈二君。

上田議員 この制度自体がちょっとわからないんですけれども、この目的としてはですね、すごくちょっと懸念があることが、一般職の正規雇用を一年度の形にするということで安価な代替雇用に繋がるような恐れもあるんじゃないかというふうな懸念もあるんですけれども、それに対してこの改編の任用の方がもし正規雇用として希望する場合はそれに対して正規雇用を開けるような道ってあるのでしょうか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 今回の法令この制度導入にあたりまして、会計年度任用職員というのが、制度上では一般職の補完的な立場になるとい

うのが基本ではあると思っています。

希望されれば一般職の任期の無い私たちのような職員の方に応募して試験、競争試験になると思うんですけどそれに合格されればそちらの方に採用は可能であるというふうに思っております。

議 長 よろしいですか。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第39号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 暫時休憩します。
10分間休憩、45分から開始します。

休 憩 10時 33分

再 開 10時 45分

議 長 休憩に続きまして、会議を再開いたします。
議 長 日程第22 議案第40号 和木町放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

日程第 2 3 議案第 4 1 号 和木町家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

日程第 2 4 議案第 4 2 号 和木町子どものための教育・
保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条
例について

以上、3 議案を議事進行上、一括して議題とします。
執行の説明を求めます。

渡邊教育委員会事務局長。

渡 邊
教育委員会
事務局長

それでは、議案第 4 0 号から 4 2 号までの 3 つの条例案に
ついて、一括して提案説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 4 0 号「和木町放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例」についてご説明します。

本議案は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準の一部を改正する省令」が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公
布されたことに伴う条例の一部改正でございます。

次ページの新旧対照表をご覧ください。放課後児童支援員
については、厚生労働省の基準省令により、「保育士・社会福
祉士・教員等で、都道府県知事が行う認定資格研修を修了し
たもの」とされておりましたが、このたび省令が改正され、
政令指定都市においても研修を行うことができることになっ
たため、第 1 0 条第 3 項の「都道府県知事」の後に人口 5 0
万人以上の政令指定都市を表す「地方自治法第 2 5 2 条の 1
9 第 1 項の指定都市の長」を加えるものでございます。

以上で、議案第 4 0 号の説明を終わります。

続いて、議案第41号「和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

本議案は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成31年3月29日に公布されたことに伴う条例の一部改正でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により町が条例で基準を定める際の「従うべき基準、つまり条例の内容を直接的に、拘束する必ず適合しなければならない基準」に変更があったことから、現在、本町には対象となる家庭的保育事業等を行う施設はございませんが、新たな事業者等への対応を考慮して、国の省令改正にあわせ本町の条例においても所要の改正を行うものです。

これまで、家庭的保育事業者等は、満3歳までの保育の提供終了後も必要な教育保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う施設、これは保育所・幼稚園・認定こども園を適切に確保しなければならないとされてきましたが、連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、連携施設の確保を不要とする代わりに、「町長が適当と認める保育施設等を「適切に確保しなければならない」とされ、新旧対照表の1ページにありますように第6条に第4項と第5項を追加しています。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

最後に、議案第42号「和木町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

本議案は、子ども・子育て支援法が改正され、本年5月17日に公布されたことに伴い、これまでは「こども園や保育所等を利用する際に、保育・教育サービスの必要性や必要量を判定するための手続き」について『支給認定』という言葉が使われておりましたが、これが『教育・保育給付認定』に改められましたので、本町でも新旧対照表のように第2条を改正するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第40号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第41号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第42号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
長 日程第25 議案第43号 和木町簡易水道条例の一部を
改正する条例について

日程第26 議案第44号 和木町下水道条例の一部を改
正する条例について

以上、2議案を議事進行上、一括して議題とします。
執行の説明を求めます。
村岡都市建設課長。

議案第43号及び44号を一括してご説明いたします。

初めに、議案第43号 和木町簡易水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、給水装置工事事業者指定手数料と同じくその更新手数料を新たに設けることと、10月からの消費税率改正に伴い、水道使用料を別表のとおり改正するものでございます。

第32条の2第1号において、給水装置工事事業者指定手数料を1件につき1万円と定め、同条第2号においてその更新手数料についても1件につき1万円としております。この両手数料については山口県下同一料金となっております。

別表に定めております水道料金の算定方法につきましては、現行料金を現在の消費税率1.08で割戻した額に、新消費税率1.10を乗じて算出しております。

附則といたしましてこの条例は、令和元年10月1日から施行し、経過措置といたしまして、現在の利用者については、9、10月分は改正前の料金を適用させていただくものです。

以上が、議案第43号簡易水道条例一部改正案の説明でございます。

続きまして、議案第44号 和木町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例改正も、消費税率改正によるもので、下水道使用料を表のとおり改正するものでございます。

尚、簡易水道条例の改正と同様に、令和元年10月1日から施行し、同じくこの料金、新料金については第5期分の（11.12月分）の料金から適用させていただくものでございます。

以上が、議案第44号 下水道条例一部改正案の説明でございます。

以上、2議案の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第43号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第44号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。よって本日は
これで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10時 55分